

図 8.3-3 道路交通騒音・振動測定地点

(イ) 現地調査

a 環境騒音

環境騒音の調査結果は、表8.3-6に示すとおりである。

北清掃工場の焼却炉停止時において、全地点とも「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を下回る結果となった。

なお、等価騒音レベルの測定結果の範囲は、昼間55～63dB、夜間49～59dBであった（資料編p.138及びp.139参照）。

表 8.3-6 環境騒音調査結果

調査地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				用途地域	環境基準の類型
		測定結果		環境基準			
		時間区分		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
①	敷地境界北側	58	54	65	60	準工業地域	C類型 道路に面する地域
②	敷地境界南側	63	59	65	60		
③	敷地境界南西側	58	53	65	60		
④	敷地境界北西側	55	49	65	60		

注1) 時間区分：昼間6時～22時、夜間22時～6時

注2) 測定点高さ：地上1.2m

b 道路交通騒音

道路交通騒音の調査結果は、表8.3-7に示すとおりである。

調査地点2において昼夜とも「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る結果となった。

なお、等価騒音レベルの測定結果の範囲は、昼間72dB、夜間68～70dBであった（資料編p.140参照）。

表 8.3-7 道路交通騒音調査結果

調査地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				用途地域	環境基準の類型
		測定結果		環境基準			
		時間区分		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
①	なでしこ小学校東側	<u>72</u>	<u>68</u>	70	65	商業地域	特例
②	DNP ソリューションセンター前	<u>72</u>	<u>70</u>	70	65	準工業地域	特例

注1) 時間区分：昼間6時～22時、夜間22時～6時

注2) 下線部は、環境基準超過を示す。

注3) 測定点高さ：地上1.2m

※) 「等価騒音レベル L_{Aeq} 」とは、「ある時間範囲について、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量」（騒音のエネルギー平均値）である。

イ 振動の状況

(7) 既存資料調査

既存資料による道路交通振動の測定結果は、表8.3-8に示すとおりである。また、測定地点は、図8.3-3に示すとおりである。

7地点の道路交通振動（10%時間率振動レベル L_{10} ）は、昼間31～57dB、夜間28～57dBであり、いずれも「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回っている。

表 8.3-8 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L_{10} (dB)			
						測定結果		規制基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道環状8号線	北区赤羽北 1-12-1	2017/11	4	2	52	49	65	60
2	一般国道122号（北本通り）	北区岩淵町 26-6	2017/11	5	2	40	38	65	60
7	一般国道122号（北本通り）	北区志茂 3-46-8	2017/11	7	2	38	33	65	60
8	都道環状7号線	北区上十条 5-4-2	2017/11	4	2	56	54	65	60
10	一般国道122号（北本通り）	北区王子 5-29	2016/11	6	2	42	38	65	60
11	一般国道122号（北本通り）	北区王子 5-5-1	2017/11	7	2	31	28	65	60
15	都道環状7号線	板橋区稻荷台 22-4	2017/11	4	2	57	57	65	60

注1) 昼間は第一種区域では8:00～19:00、第二種区域では8:00～20:00、夜間は第一種区域では19:00～8:00、第二種区域では20:00～8:00を示す。

注2) 区域の区分は、「東京都環境確保条例」に定める当該地点の区域の区分であり、以下の通り区分される。

1：第一種区域 2：第二種区域

注3) 図No.は、図8.3-3の番号に対応する。

注4) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成25～29年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成26年12月～平成31年3月、東京都環境局）

(イ) 現地調査

a 環境振動

環境振動の調査結果は、表8.3-9に示すとおりである。

北清掃工場の焼却炉停止時において、全地点とも「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る結果となった。

なお、10%時間率振動レベルの測定結果の範囲は、昼間35～46dB、夜間29～39dBであった（資料編p.142及びp.143参照）。

表 8.3-9 環境振動調査結果

調査地点		振動レベル L ₁₀ (dB)				用途地域	区域の区分
		測定結果		規制基準			
		時間区分		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
①	敷地境界北側	37	32	60	55	準工業地域	第二種区域
②	敷地境界南側	46	39	65	60		
③	敷地境界南西側	35	29	60	55		
④	敷地境界北西側	36	29	65	60		

注1) 時間区分：昼間8時～20時、夜間20時～8時

注2) 調査地点①及び調査地点③については、学校、保育所から50m以内となり、規制基準については、「東京都環境確保条例」の規定により5dBを減じている。

b 道路交通振動

道路交通振動の調査結果は、表8.3-10に示すとおりである。

全地点とも「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る結果となった。

なお、10%時間率振動レベルの測定結果の範囲は、昼間45～46dB、夜間37～41dBであった（資料編p.144参照）。

表 8.3-10 道路交通振動調査結果

調査地点		振動レベル L ₁₀ (dB)				用途地域	区域の区分
		測定結果		規制基準			
		時間区分		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
①	なでしこ小学校東側	45	37	60	55	商業地域	第二種区域
②	DNPソリューションセンター前	46	41	65	60	準工業地域	第二種区域

注1) 時間区分：第二種区域 昼間8～20時、夜間20～8時

注2) 調査地点①については、学校から50m以内となり、規制基準については、「東京都環境確保条例」の規定により5dBを減じている。

(2) 土地利用の状況

計画地周辺の土地利用の状況は、「8.1 大気汚染」の「8.1.1 現況調査 8.1.1.4 調査結果 (4)土地利用の状況」(p.100～p.103参照)に示したとおり、住宅用地が最も多く、次いで交通、商業用地、工業用地が見られる。

(3) 発生源の状況

計画地周辺の発生源としては、固定発生源として南側に分布している工場等の騒音・振動があり、移動発生源として一般国道122号(北本通り)を走行する道路交通騒音・振動が挙げられる。

(4) 自動車交通量等の状況

計画地周辺における自動車交通量等の状況は、「6.3施工計画及び供用計画」の「6.3.2 供用計画 6.3.2.1 ごみ収集車両等計画 (3)計画地周辺道路の将来交通量 ア 現況交通量及び走行速度」(p.45～p.47参照)及び「8.1 大気汚染」の「8.1.1 現況調査 8.1.1.4 調査結果 (6)自動車交通量の状況」(p.104～p.105参照)に示したとおりである。

(5) 地盤及び地形の状況

計画地は、北区志茂に所在し、隅田川の西側に位置しており、地盤標高はA.P.+3.7mを有している。計画地は、一般国道122号(北本通り)沿いに位置し、周辺の地形は、盛土地・埋立地などとなっている。

また、現地調査による地盤卓越振動数は、表8.3-11に示すとおり15.3～19.6Hzの範囲であった(資料編p.145及びp.146参照)。

表 8.3-11 地盤卓越振動数調査結果

調査地点		測定結果(Hz)
①	なでしこ小学校東側	19.6
②	DNP ソリューションセンター前	15.3

(6) 法令による基準等

ア 騒音

騒音レベルと該当する関係法令は、表8.3-12に示すとおりである。また、騒音に係る法令等の環境基準、規制基準及び勧告基準は、表8.3-13～表8.3-17に示すとおりである。

騒音に係る基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準、「騒音規制法」の特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、「東京都環境確保条例」の指定建設作業に係る騒音の勧告基準、工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準があり、いずれも当該地域に適用される。

表 8.3-12 騒音レベルと該当する関係法令

項目		法令等	
現況調査	環境騒音（焼却炉停止時）	・「環境基本法」による騒音に係る環境基準	
	道路交通騒音		
予測・評価	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う騒音	・「騒音規制法」の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ・「東京都環境確保条例」の指定建設作業に係る騒音の勧告基準
		工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音	・「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準
	工事の完了後	施設の稼働に伴う騒音	・「騒音規制法」の特定工場等に係る規制基準 ・「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準 ^{注)}
		ごみ収集車両の走行に伴う道路交通の騒音	・「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準

注) 工場の設置・変更の認可の申請時のみ適用される。

表 8.3-13 騒音に係る環境基準

地域 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面	55dB 以下	45dB 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域並びにこれらに接する地先及び水面		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面	60dB 以下	50dB 以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

(平成10年9月30日環境庁告示64号)

(平成24年4月1日北区告示第95号)

(備考)

- 1) A : 専ら住居の用に供される地域。
B : 主として住居の用に供される地域。
C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。
- 2) 基準値は等価騒音レベルを表す。
- 3) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、2車線を越える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-14 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

単位：dB

種別	区域の区分 該当地域	時間の区分				
		6時	8時	19時	23時	6時
		朝	昼間	夕	夜間	
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	40	45	40	40	
第二種区域	第一種中高層住居専用地域(第一種区域を除く) 第二種中高層住居専用地域(第一種区域を除く) 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 ※ 第一特別地域 用途地域の定めのない地域 (第一種区域、第三種区域及び第四種区域を除く)	45	50	45	45	20時
第三種区域	近隣商業地域(第一特別地域を除く) 商業地域(第一特別地域を除く) 準工業地域(第一特別地域を除く) ※ 第二特別地域	55	60	55	50	
第四種区域	工業地域 (第一特別地域及び第二特別地域を除く)	60	70	60	55	

※特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲をいう。

1. 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内(第一特別地域、第二特別地域を除く)における当該基準は、上欄の定める値から5dBを減じた値とする。
2. 第一種、第三種及び第四種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。

(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

(平成15年4月北区告示第99号、第100号)

(改正 平成27年4月北区告示第254号)

(備考)騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- 4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-15 騒音規制法の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

建設作業	敷地境界線における音量 (dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	85	7時～19時	6時～22時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）							
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）							
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業							
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業							
8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業							

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

(備考)

- ①：第一号区域「騒音規制法」第3条第1項の規定により指定された区域のうち、イ.良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。ロ.住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。ハ.住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。ニ.学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
- ②：第二号区域「騒音規制法」第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域。
- 建設作業騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、1日における作業時間を、第一号区域においては10時間未満4時間以上、第二号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。（昭和43年 建設省・厚生省告示第1号）
- 表内6、7、8の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」（平成9年 環境庁告示第54号）をいう。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

付表 地域区分

地域区分	該当地域
第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校病院等の周囲おおむね80m以内の区域
第二号区域	工業地域の内学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-16 東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準

単位：dB

種別	区域の区分 該当地域	時間の区分				
		6時	8時	19時	23時	6時
		朝	昼間	夕	夜間	
第一種 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 AA地域（※1）	40	45	40	40	
第二種 区 域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域（※2） 無指定地域（第一種区域、第三種区域 及び第四種区域を除く）	45	50	45	45	
第三種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第二特別地域（※2）	55	60	55	50	
第四種 区 域	工業地域 第三特別地域（※2）	60	70	60	55	

※1 AA地域の指定：「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき定められた騒音に係る環境基準に規定する地域の類型AAの該当地域として指定された地域

※2 特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲をいう。

1. 第二種、第三種及び第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内（第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く）における当該基準は、上欄の定める値から5dBを減じた値とする。
2. 第一種、第三種及び第四種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。
3. 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場については、第81条第3項（第82条第2項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90%レンジの上端の数値とする。
- 4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-17 東京都環境確保条例の指定建設作業に係る騒音の勧告基準

建設作業	敷地境界線における音量 (dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機若しくはくい打くい抜機（加圧式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業	80	7時～19時	6時～22時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2 びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業							
3 さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
5 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	—						
6 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	80	(7時～21時)	(6時～23時)				
7 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業							
8 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業（さく岩機を使用する作業を除く。）							
9 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し又は破損する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。）	85						

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)

- 1) 「騒音規制法」第2条第3項に規定する特定建設作業に係るものを除く。
- 2) ①：第一号区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 3) ②：第二号区域 工業地域のうち、学校、病院等の周囲おおむね80mの区域を除く区域
- 4) 「道路交通法」第4条第1項に規定する交通規制が行われている場合におけるコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に関しては、()内に読み替えて適用する。
- 5) 騒音の測定方法は、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

注) 網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

イ 振動

振動レベルと該当する関係法令は、表8.3-18に示すとおりである。また、振動に係る法令等の規制基準と勧告基準は、表8.3-19～表8.3-23に示すとおりである。

振動に係る基準は、「振動規制法」の特定建設作業に係る規制基準、特定工場等において発生する振動に係る規制基準、「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準、指定建設作業に係る振動の勧告基準、日常生活等に適用する規制基準があり、いずれも当該地域に適用される。

表 8.3-18 振動レベルと該当する関係法令

項目		法令等	
現況調査	環境振動（焼却炉停止時）	・「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準	
	道路交通振動		
予測・評価	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う振動	・「振動規制法」の特定建設作業の規制に係る規制基準 ・「東京都環境確保条例」の指定建設作業に係る振動の勧告基準
		工事用車両の走行に伴う道路交通の振動	・「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準
	工事の完了後	施設の稼働に伴う振動	・「振動規制法」の特定工場等において発生する振動に係る規制基準 ・「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準 ^{注)}
		ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動	・「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準

注) 工場の設置・変更の認可の申請時のみ適用される。

表 8.3-19 振動規制法の特定工場等において発生する振動に係る規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分				
種別	該当地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種 区 域	第一種低層住居専用地域		60		55	
	第二種低層住居専用地域					
	第一種中高層住居専用地域					
	第二種中高層住居専用地域					
	第一種住居地域					
	第二種住居地域					
	準住居地域					
	用途地域の定めのない地域					
第二種 区 域	近隣商業地域		65		20時	
	商業地域					
	準工業地域					
	工業地域					
1. 学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、それぞれ上欄の定める値から5dBを減じた値とする。 2. 第二種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第二種区域の基準が適用される。						

(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

(平成15年4月北区告示第103号、104号)

(平成27年4月北区告示第256号)

(備考) 振動の測定方法は、日本産業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-20 振動規制法の特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業	敷地境界線における振動の大きさ(dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75	7時 ～ 19時	6時 ～ 22時	10時間 以内	14時間 以内	6日 以内	禁止
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破砕機を使用する作業							
4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業							

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

(備考)

- 1) ①：第一号区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 2) ②：第二号区域 工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域
- 3) 作業振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、1日における作業時間を、第一号区域にあつては10時間未満4時間以上、第二号区域にあつては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 4) 第3項及び第4項では、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 5) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

注) 網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-21 東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準

単位：dB

	区域の区分	時間の区分				
	該当地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 無指定地域（第二種区域を除く）		60		55	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 <u>準工業地域</u> 工業地域		65	20時	60	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内の工場又は指定作業場は当該値から 5 dB を減じた値を適用する。
2. 第二種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第二種区域の基準が適用される。
3. 「振動規制法」第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第 81 条第 3 項（第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。
4. 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場には適用しない。

(平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号)

(備考) 振動の測定方法は、日本産業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-22 東京都環境確保条例の指定建設作業にかかる振動の勧告基準

指定建設作業	敷地境界線 における振 動の大きさ (dB)	作業時間		1日における 延作業時間		同一場所 における連続 作業時間	日曜・休 日におけ る作業
		①	②	①	②		
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい 抜機若しくはくい打くい抜機(加圧 式くい打くい抜機を除く。)を使用す る作業又はせん孔機を使用するくい 打設作業	70	7時 ～ 19時	6時 ～ 22時	10時間 以内	14時間 以内	6日 以内	禁止
2 さく岩機を使用する作業							
3 ブルドーザー、パワーショベル、パ ックハウその他これらに類する掘削 機械を使用する作業							
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を 用いているものであって、その原動 機の定格出力が15kw以上のものに 限る。)を使用する作業(さく岩機を動 力として使用する作業を除く。)	65						
5 振動ローラー、タイヤローラー、ロ ードローラー振動プレート、振動ラ ンマその他これらに類する締固め機 械を使用する作業	70						
6 動力、火薬を使用して建築物その他 工作物を解体し、又は破壊する作業	75						

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)

- 1) 「振動規制法」第2条第3項に規定する特定建設作業に係るものを除く。
- 2) ①：第一号区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 3) ②：第二号区域：工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域
- 4) 作業振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、1日における作業時間を、第一号区域にあっては10時間未満4時間以上、第二号区域にあっては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 5) 第2項、第3項、第4項及び第6項では、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 6) 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの値は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

注) 網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-23 東京都環境確保条例の日常生活等に適用する規制基準

区域の区分		時間の区分	振動源の存在する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ
種別	該当地域		
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	8時～19時	60
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 無指定地域（第二種区域を除く。）	19時～8時	55
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8時～20時	65
	工業地域 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	20時～8時	60
ただし、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5dBを減じた値とする。			

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考) 振動の測定方法は、工場及び指定作業場の振動に係る測定方法の例による。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

8.3 騒音・振動

8.3.2 予測

8.3.2.1 予測事項

(1) 工事の施行中

- ・建設機械の稼働に伴う騒音・振動
- ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動

(2) 工事の完了後

- ・施設の稼働に伴う騒音・振動
- ・ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動

8.3.2.2 予測の対象時点

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の予測対象時点は、表8.3-24に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測の対象時点は、建替工事の主な工種ごとに、建設機械からの発生騒音レベルの合成値が最大となる月とした。

なお、解体・土工事においては、飛灰搬出設備棟の解体時に解体する建物と建設機械を覆う全覆い仮設テント等を使用する。また、工場棟のプラント解体作業は、建屋内で実施される。発生騒音レベルの算定にあたっては、全覆い仮設テントまたは工場棟建屋による減衰を考慮した（資料編p.147～p.149参照）。

表 8.3-24 予測の対象時点

主な工種			経過月数
(1)	解体・土工事	地下部解体、掘削、基礎（杭）	34 か月目
(2)	く体・プラント工事	建方、据付	52 か月目

(イ) 建設機械の稼働に伴う振動

予測の対象時点は、表8.3-25に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う振動の予測の対象時点は、建替工事の主な工種ごとに、建設機械からの発生振動レベルの合成値が最大となる月とした（資料編p.149～p.151参照）。

表 8.3-25 予測の対象時点

主な工種			経過月数
(1)	解体・土工事	地下部解体、掘削、基礎（杭）	34 か月目
(2)	く体・プラント工事	建方、据付	52 か月目

イ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動

工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測の対象時点は、工事用車両の走行台数が最大となる工事着工から34か月目とした（資料編p.8及びp.9参照）。

(2) 工事の完了後**ア 施設の稼働に伴う騒音・振動**

工事が完了した時点とした。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動

工事が完了した時点とした。

8.3.2.3 予測地域及び予測地点**(1) 工事の施行中****ア 建設機械の稼働に伴う騒音・振動**

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測地域は、計画地の中心から約200mまでの範囲とした。また、予測地点は、図8.3-4に示す計画地の敷地境界の各辺における、最大値出現地点とした。

イ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動の予測地点は、図8.3-5に示すとおり、現況調査を実施した工事用車両の走行ルート沿いである道路端の2地点とした。

(2) 工事の完了後**ア 施設の稼働に伴う騒音・振動**

施設の稼働に伴う騒音・振動の予測地域は、計画地の中心から約200mまでの範囲とした。

また、予測地点は、図8.3-4に示す計画地の敷地境界の各辺における、最大値出現地点とした。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動

ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動の予測地点は、図8.3-5に示すとおり、現況調査を実施したごみ収集車両等の走行ルート沿いである道路端の2地点とした。

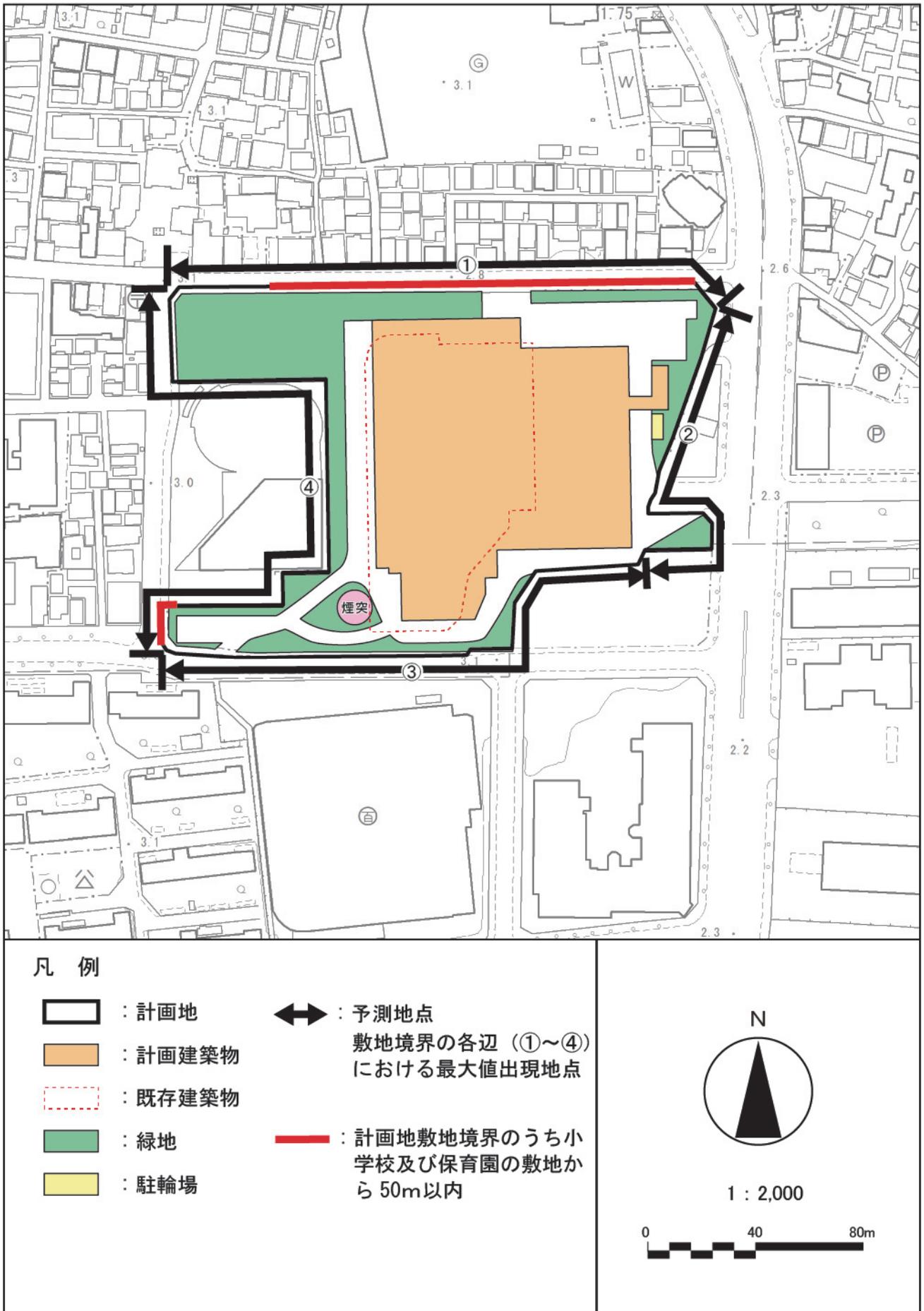


図 8.3-4 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音・振動予測地点